

大川市議会第4回定例会会議録

平成24年12月14日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
7番	今村幸稔	16番	古賀光子
8番	中村博満	17番	川野栄美子
9番	平木一朗		

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治										
教	育	長	石橋良知									
会	計	管	理	者	長	宇木博子						
(兼)	会	計	課	長								
消	防	長										
(兼)	警	防	課	長	田中晴彦							
経	営	政	策	課	長	中島久幸						
総	務	課	長									
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	今泉貞則

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
消 防 本 部 総 務 課 長	大 淵 慶 人
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本 議 会 の 書 記 は 次 の と お り で あ る 。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付 議 事 件

- 1 . 委 員 長 報 告
- 1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決
- 1 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 1 . 閉 会 の 宣 告

午 前 9 時 30 分 開 議

議 長 (中 村 博 満 君)

皆 さん お は よ う ご ざ い ま す 。 各 位 の 御 参 集 、 感 謝 申 し 上 げ ま す 。

出 席 議 員 は 定 足 数 に 達 し て お り ま す の で 、 た だ い ま か ら 本 日 の 会 議 を 開 き ま す 。

ま ず 、 総 務 委 員 会 に 付 託 し て お り ま し た 議 案 第 47 号 大 川 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て 外 4 件 を 一 括 議 題 と い た し ま す 。

こ れ か ら 、 総 務 委 員 会 に お け る 審 査 の 経 過 並 び に 結 果 に つ い て 総 務 委 員 長 の 報 告 を 求 め ま す 。 総 務 委 員 長 、 石 橋 正 毫 君 。

総務委員長（石橋正毫君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第47号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第47号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、軽自動車税の主旨等を踏まえ、商品軽自動車の課税免除及び身体障害者等に対する減免要件を緩和することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

説明によりますと、まず商品であって使用しない軽自動車等（商品軽自動車）の課税免除については、近隣市の実施状況や総務省の見解を踏まえて、標識の有無による形式的判断ではなく、商品であって車両が使用されているか否かの実質的判断により課税免除を決定するというものであります。これにより標識の受領の有無に関係なく、商品であって使用しない軽自動車等であれば課税が免除されることとなります。

なお、近隣市、県南10市における商品軽自動車の課税免除の実施状況は、実施が大牟田市、久留米市、柳川市、みやま市、八女市、筑後市、朝倉市の7市。未実施が大川市、小郡市、うきは市の3市であります。

総務省の見解としては、軽自動車税の性格として、財産税的性格と道路損傷負担金的性格をあわせ持った税であり、したがって商品であって使用されていない軽自動車については、道路損傷負担金としての性格から考えると、課税を免除することに合理性があると考えられるというものであります。

次に、身体障害者等に対する軽自動車税の減免要件の緩和について、身体障害者関係では、その主旨として、障害者が使用する軽自動車等は、当該障害者の日常生活にとって不可欠の生活手段になっているので、軽自動車税を減免することにより、当該障害を克服し、健常者とともに社会生活を営むことができるよう、税制上の配慮を加えようとするものであります。これにより18歳以上の身体障害者本人が所有する軽自動車等のみでなく、生計同一者が所有する軽自動車等も減免対象となります。

また、精神障害者関係では、道路交通法の改正に伴い、精神障害者が運転免許を取得（基準適合の場合）できることとなったため、障害者本人が運転する場合も減免対象にするとのことあります。

委員会では、身体障害者等に対する軽自動車税の減免について、対象が生計を一にする者とあるが同一世帯でなければならないのかただしたところ、障害者の生計を支えており、税の扶養としている、または仕送りをしているなどで、日常的に障害者のために使用される軽自動車等であれば、同一世帯でなくても減免される旨の答弁がなされました。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第50号 平成24年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正であり、まず、各款に計上する人件費は職員の異動等に伴い、各款の人件費を調整しようとするものであります。

総務費については、平成23年度生活保護費国庫負担金等返還金15,365千円が、民生費については、市民体育館バリアフリー化工事費3,942千円、療養介護医療費6,426千円、障害者自立支援給付費76,626千円、障害者自立支援医療給付費21,058千円、公的介護施設等整備補助金2,400千円、乳児家庭全戸訪問事業に要する経費1,350千円、生活保護費扶助費46,000千円が、農林水産業費については、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金3,312千円、園芸施設災害復旧支援事業費補助金921千円、水田農業経営力強化事業費補助金865千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は163,699千円となり、これが財源として、歳出に見合う国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって充当するとのことであります。繰越明許費の補正については、本年度内に事業の完了が見込めないまちづくり推進事業について、繰越明許費の設定をしようとするものであります。

委員会では、まず、6款1項3目・農業振興費の補正内容についてただしたところ、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金では、アスパラガス栽培施設及び花卉（ガーベラ）の集出荷用機械の導入費補助である。園芸施設災害復旧支援事業費補助金では、7月の九州北部豪雨被害による花卉（ガーベラ）栽培用加温機2基の導入費補助である。水田農業経営力強化事業費補助金では、2戸に対する事業費補助金である旨の答弁がなされました。

次に、3款1項2目・老人福祉費について、公的介護施設等整備補助金の内容についてただしたところ、「みんなの家ささえあい木むろ」と「あおぎり荘」の2施設に対するスプリンクラー、消防機関への火災報知設備などの防火設備の整備補助金である旨の答弁がなされました。

次に、3款3項2目・扶助費について、生活保護世帯の動向についてただしたところ、本年11月現在で255世帯で350人、保護率は9.4パーミルであり、昨年同時期は218世帯で299人、8パーミルであった。昨年より37世帯51人の増となっており、その増加の要因としては、長引く不況下による預貯金の消費、扶養親族の援助の限界、失業や病気による生活の困窮などがあり、世帯の高齢化の背景もある旨の答弁がなされました。

委員からは、生活保護の申請については精査に努めてもらいたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第56号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について、議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、議案第58号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について御報告申し上げます。

3議案とも、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴うものでありますので、一括にて審査をいたしました。

説明によりますと、福岡県市町村災害共済基金組合は、昭和47年7月の豪雨により筑後川が氾濫するなど県内で186億円の被害が発生したことにより、復興のための一部事務組合として昭和48年4月に設立され今日まで運営されてきましたが、近年、国の財政支援が充実されてきたことに伴い、解散することになったものであります。

なお、議案第58号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について、大川市分の基金積立額残高は約147,000千円である旨の説明がなされました。

委員会では、採決の結果、3議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（中村博満君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第47号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成24年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第48号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、平木一朗君。

文教厚生委員長（平木一朗君）（登壇）

皆様おはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第48号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第48号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を条例で定める必要性が生じたため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、廃棄物処理施設技術管理者の資格を持つ者が課内にいるかただしたところ、市長からの辞令で1名おり、現在58歳との答弁がなされました。

さらに有資格者の定年が近いこともあり、今後の育成についてただしたところ、技術管理者は焼却施設の管理、運営、維持の中核を担う重要な職務であり、規則に基づく資格が必要である。後継の職員を養成する意味で、指導、育成をする方向である旨の答弁がなされました。委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第49号 大川市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定による介護保険法等の一部改正により、地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準等について、必要な事項を条例で定めようとするものであります。

具体的には、条例制定に当たっての基本方針については現行の基準省令に従い、現在、適切な事業運営、サービス提供が行われていることから、従来の各基準省令と同じ内容を定めることとしているが、これまでに行った事業者に対する指導の結果や福岡県及び近隣市の状況を踏まえ、次の2点について大川市独自の基準を規定しております。

1点目は、記録の保存について、基準省令では2年とされているが、大川市では5年間保存とすること。2点目は、暴力団排除について、現行の基準省令には関連する規定はありませんが、大川市暴力団排除条例に基づき、指定申請時の資格要件、さらに人員及び運営基準についても暴排規定を追加したことであります。

委員会では、大川市独自の基準について、記録の保存を5年間とした理由をただしたところ、全ての地域密着型サービスにおいて、介護給付費の返還請求の時効は、地方自治法の規定により5年間であるため、これまでも集団指導や実施指導の際に記録の5年間保存を指導してきた経緯があり、介護給付費適正化の観点から、介護報酬請求に関する記録を5年間保存とすることとしたとの答弁がなされました。

また、暴力団排除に当たっての実務面についてただしたところ、規定に抵触した場合においては、指導、指定取消処分まで行えるようにしている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第51号 平成24年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、職員の異動等による人件費の調整及び平成23年度特定検診、保健指導負担金の精算に伴う返還金について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,280千円を増額し、予算総額を5,044,518千円とするもので、これが財源としては、繰入金金の減額及び繰越金の追加を持って充当するものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号及び53号の2議案につきましては、両議案とも職員の異動等による人件費の調整を行うものであり、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第52号 平成24年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,129千円を減額し、予算総額を474,871千円とするものであります。

次に、議案第53号 平成24年度大川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,418千円を減額し、予算総額を3,042,049千円とし、介護保険事業勘定の予算総額を3,018,049千円とするものであります。

委員会では、採決の結果、議案第52号、議案第53号、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第59号 八女西部広域事務組合の共同処理する事務の変更及び八女西部広域事務組合規約の変更について御報告申し上げます。

本案は、八女市黒木町、同市上陽町、同市矢部村及び同市星野村の区域におけるごみ処理事務を、八女西部広域事務組合の共同処理する事務に加え、あわせて経費負担割合を変更することに伴い、同組合の共同処理する事務を変更し、同組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

委員会では、大川市の負担金は減額になるとのことであるが、具体的な金額をただしたところ、平成24年度予算における負担金と比較して概算で6,500千円程度減額になる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

最後に総括質疑として、まず、地域主権改革一括法により、地域の自主性及び自立性を求める主旨のもと条例を制定し権限が地方に移譲された以上、いろいろと責任が出てくる。今後、地方自治体の主体性が求められることは必然で、さらなるリスクマネジメント研修、人材育成を求める。また、権限は移譲するが財源は従来のままなので、地方分権という名が責任転嫁だけとならないよう、国にも地方の事情に沿った支援を図っていただきたいとの意見が開陳されました。

また、八女西部広域事務組合におけるごみ処理について、財政が厳しい中、少しでも大川市の負担が減少することは喜ばしいことである。大川市や大木町は、ごみのリサイクル、削減等をよく研究されている。両市の取り組み等、八女西部広域事務組合を通じて他市にも働きかけ、経費削減につながるよう要望がなされました。

以上で私の報告を終わります。

議長（中村博満君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第48号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 大川市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成24年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成24年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成24年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 八女西部広域事務組合の共同処理する事務の変更及び八女西部広域事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、建設委員会に付託してありました議案第54号 平成24年度大川市下水道事業特別会計補正予算外1件を一括議題といたします。

これから建設委員会における審査の経過並びに結果について、建設委員長の報告を求めます。建設委員長、川野栄美子君。

建設委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第54号 平成24年度大川市下水道事業特別会計補正予算外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。この2案とも、職員の異動等による人件費の調整をするための補正予算でございます。

まず、議案第54号 平成24年度大川市下水道事業特別会計補正予算について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は本会計にかかわる職員の異動等による人件費の調整に要する経費1,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ621,565千円とするものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号 平成24年度大川市上水道事業会計補正予算について御報告を申し上げます。

本案も、職員の異動等による人件費の調整のため、1款1項、営業費用536千円を追加し、この結果、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費を89,183千円にしようとするものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を申し上げます。

議長（中村博満君）

建設委員長報告は終わりました。

これから、建設委員長報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第54号 平成24年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成24年度大川市上水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

1 番内藤栄治君、2 番吉川一寿君、以上 2 人を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで一言御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例議会は、去る 3 日に招集されて以来、議員各位には連日熱心に御審議を賜

り、また、執行部におかれましても、温かい御配慮をいただき、本日まで12日間にわたる日程を終了いたしましたことを、衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、東北地方を襲った巨大地震と大津波からの復興が懸念されている中、ことし7月に福岡、大分両県などを豪雨が襲い、筑後地方に大きな被害が発生しました。たくさんのボランティアの方々が、被災された方の支援に参加され、本市からも人的支援として、市職員が柳川市や八女市に派遣されました。被災地の早急な復旧・復興を願うものであります。

一方、政治、経済においては、長期的なデフレ経済、雇用情勢の悪化、円高によって、いまだ景気回復が実感できない状況にあります。また、近隣諸国とも領有権をめぐって、日韓、日中関係の悪化、さらには一昨日の北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射は、私たちの生命、財産が脅かされ、安心して暮らせる社会の実現が切望されるところであります。本市においても、基幹産業の低迷など経済環境が厳しい中、雇用創出などの緊急経済対策、少子・高齢化社会への対応などに取り組んでおりますが、議会も行政も目指すところは同じであります。市民の幸せを図ることです。そのため、議会として精いっぱい権能を果たしてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

明後日は衆議院議員の投票日となっておりますが、ことしも余すところ残りわずかとなり、これから寒さが本格的に厳しくなります。皆様におかれましては、くれぐれも御自愛いただき、輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げまして御挨拶といたします。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。市長。

市長（植木光治君）

一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、提案いたしました議案について慎重に御審議の上、御議決をいただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

皆様方からいただきました貴重な御意見や御助言等につきましては十分に尊重し、執行部一丸となって大川市の発展に努めてまいり所存であります。今後とも、議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

これにて平成24年第4回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時11分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 中村 博満

大川市議会議員 内藤 栄治

大川市議会議員 吉川 一寿